

検査の独立性について

使用前事業者検査及び定期事業者検査に関し、検査の独立性を確保する体制について、第14回
会合検査制度の見直しに関する検討チーム(2019年5月27日)資料6-2(以下「資料6-2」
という。)において、以下のように説明している。

[使用前事業者検査]

- ・ 新規制基準への適合対応の工事において、検査責任者及び検査要領書の承認者は、施工部門
(担当課)から独立した部門に所属する者として運用している。
- ・ 独立性を確保する具体的な体制については、いくつか考えられることから、新規制基準への適
合工事にて各社の組織に合う体制を検討していく予定。

[定期事業者検査]

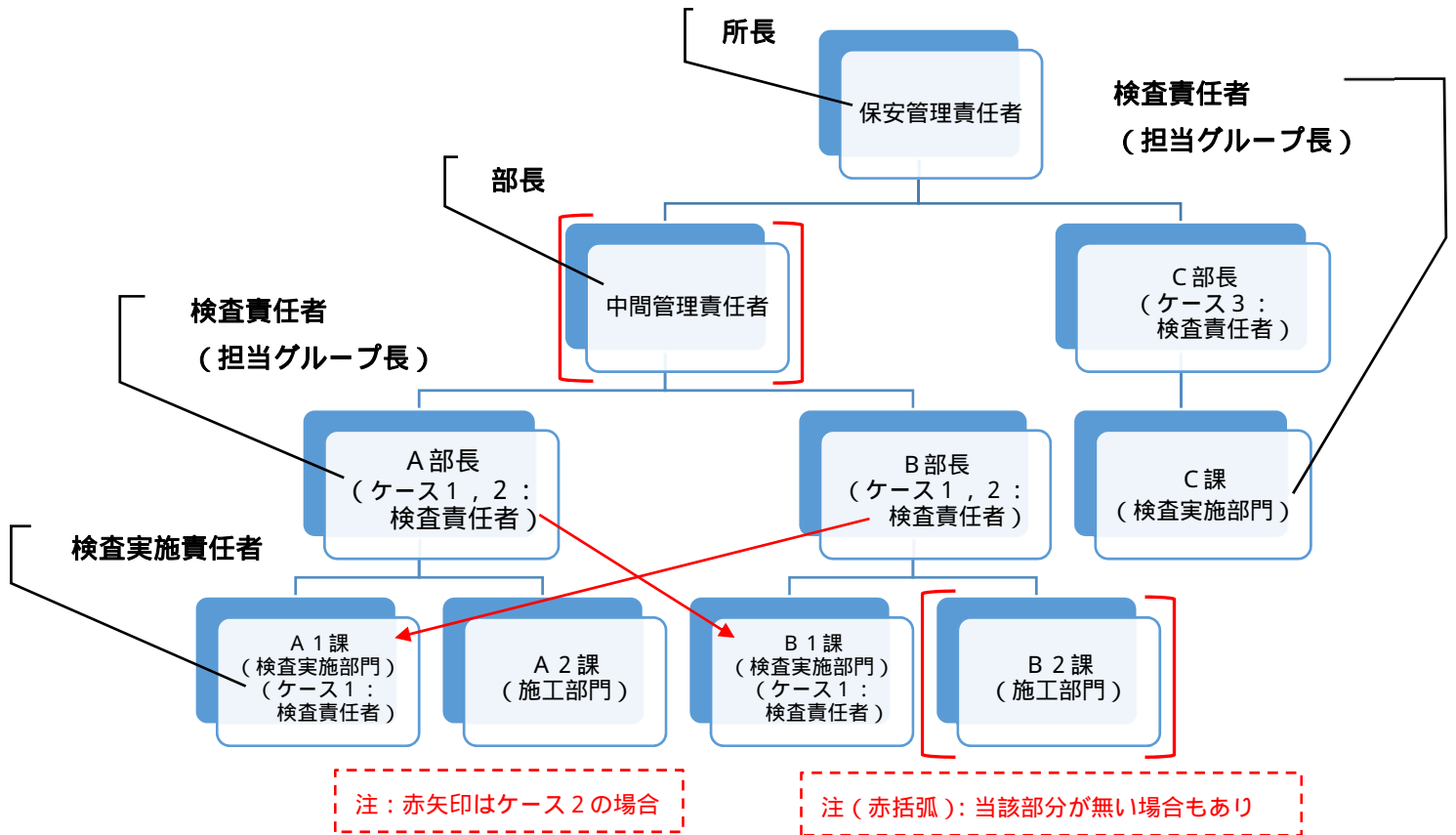
- ・ 従来の加工規則に基づく施設定期自主検査の実施体制(運転部門長が検査責任者及び検査要
領書の承認者)を考慮しながら、信頼性を確保する運用体制について検討している。

資料6-2の添付資料1.(1) では一般的な組織名称¹で示されている箇所について、今回の保
安規定変更申請書の体制²がどこに当てはまるかを、別紙に示す。

1 : 保安全管理責任者、A部長、A1課等

2 : 第59条の2(使用前事業者検査)及び第59条の3(定期事業者検査)に記載する検
査の体制(所長、検査責任者、検査実施責任者等)

別紙



	施工部門	検査実施部門	検査責任者	
役割	<ul style="list-style-type: none"> 検査手順書に必要な情報の提供、又は手順書の作成 検査の実施に必要な操作の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 検査手順書の作成 検査の実施 	(下記参照)	
ケース1 同一部長の下での独立体制	A 2 課	A 1 課 又はA 2 課施工担当以外の者	A 1 課長、A 部長 又はA 部内の施工担当と独立した管理者	(検査実施部門長) <ul style="list-style-type: none"> 検査手順書の承認 検査の全数立会 検査結果の承認 合否の判断
	B 2 課	B 1 課 又はB 2 課施工担当以外の者	B 1 課長、B 部長 又はB 部内の施工担当と独立した管理者	
ケース2 異なる部長の下での独立体制	A 2 課	A 1 課	B 部長	(施工部門と独立した部門長) <ul style="list-style-type: none"> 検査手順書の承認 任意の抜取りによる検査の立会 検査結果の承認 合否の判断
		B 1 課		
	B 2 課	B 1 課	A 部長	
		A 1 課		
ケース3 保安全管理責任者に直属した独立体制	A 2 課	C 課	C 部長	(直属部門長、又はその指名する直属部門の者) <ul style="list-style-type: none"> 検査手順書の承認 検査結果の承認 合否の判断
	B 2 課			

使用前事業者検査、
定期事業者検査(他部門に工事を行わせる場合)

検査の独立性に係るケース事例

ケース1(1)
検査実施部門長が検査責任者
となる場合

施設全体の保安を統括する責任者(例:保安管理責任者)

所長

部長

中間管理責任者/施工・検査部門を統括(例:工場長/部長)

担当グループ長

検査を受ける組織 (施工部門)	検査を実施する部門 (検査部門)	検査責任者	独立性の考え方
<p>・担当者 (手順書のための技術情報を提供)</p> <p>(検査のための操作を補助)</p>	<p>検査実施責任者(検査責任者又は検査責任者があらかじめ指名した者)</p> <p>(検査責任者 = 検査実施部門長)</p> <p>・担当者(手順書の作成)</p> <p>・責任者(手順書の検討)</p> <p>[検査の実施]</p> <p>・操作責任者(現場) (手順書に従い操作員を指揮)</p> <p>・操作員(検査の操作を実施)</p> <p>・担当者(検査の立会及び結果の記録)</p> <p>・責任者(検査結果の確認)</p>	<p>(検査責任者 = 検査実施部門長)</p> <p>・手順書の承認</p> <p>・検査の立会</p> <p>・検査結果の承認</p> <p>・検査合格の判定</p>	<p>手順書の承認は、施工部門とは独立した検査責任者(保安を統括する責任者、又はその定めた者が指名)が行う。</p> <p>手順書の作成にあたり、施工部門から技術情報の提供を受けるが、手順書の最終的な決定に影響はなく、検査部門が独立して検査に係る業務を実施する。</p> <p>また、検査実施責任者(検査責任者、又は検査責任者があらかじめ指名した者)が検査に全数立ち会い、結果も承認・判定し、検査部門における不正を抑止することにより、独立性を確保している。</p>

定期事業者検査（自部門で工事を行う場合、主に熊取事業所）

ケース1（2）
ケース1で施工部門と検査部門
が同じとなる場合の例

施設全体の保安を統括する責任者（例：保安管理責任者）

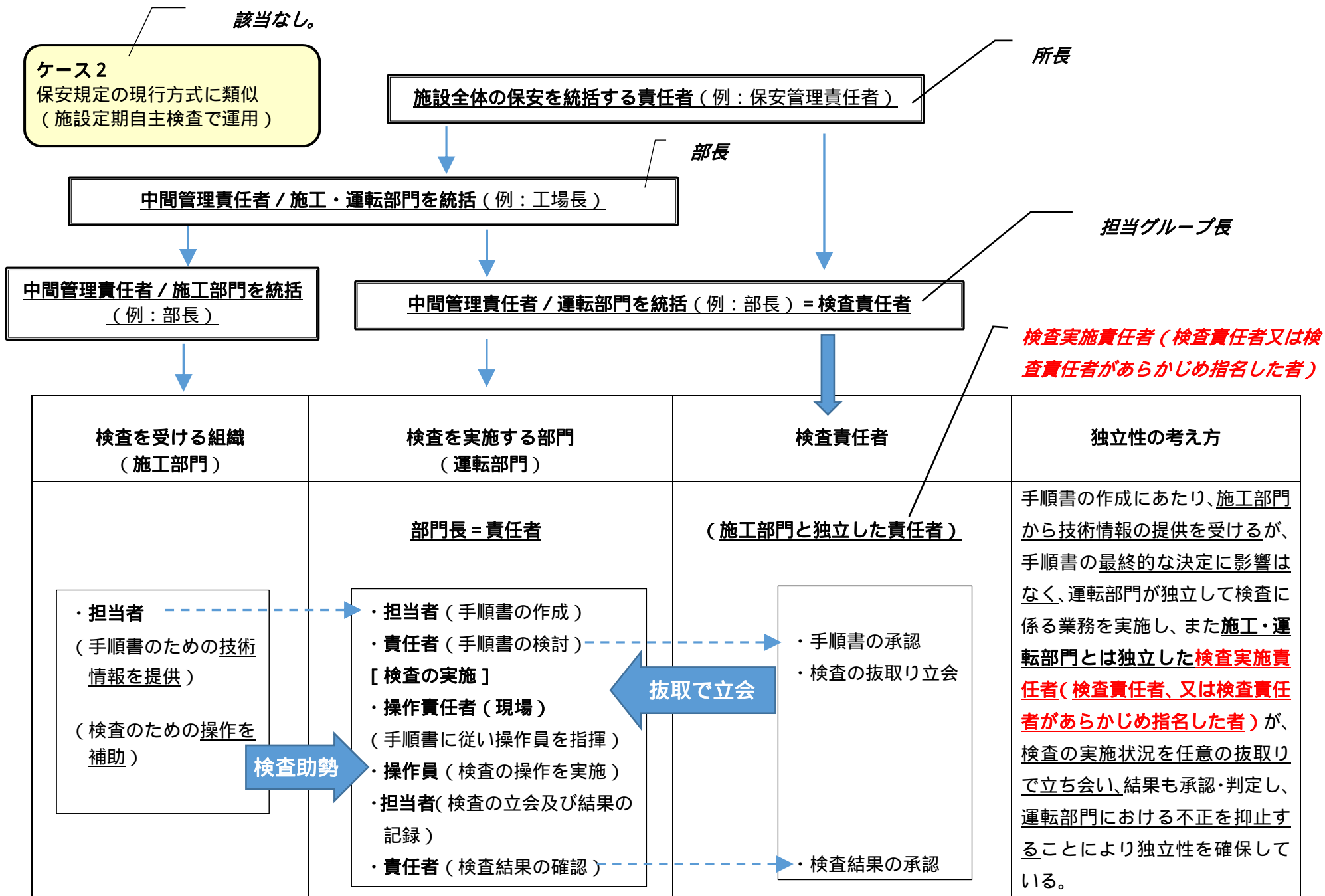
所長

部長

中間管理責任者 / 施工・運転部門を統括（例：工場長 / 部長）

担当グループ長

検査を受ける組織（施工部門） =	検査を実施する組織（例：運転部門）	検査責任者	独立性の考え方
<p>（施工担当）</p> <div data-bbox="190 805 510 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・担当者 （手順書のための技術 情報を提供）</p> </div>	<p>検査実施責任者（検査責任者又は検査責任者があらかじめ指名した者）</p> <p>施工担当と独立した管理者</p> <div data-bbox="629 805 1070 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・担当者（手順書の作成） ・責任者（手順書の検討） [検査の実施] ・操作責任者（現場） （手順書に従い操作員を指揮） ・操作員（検査の操作を実施） ・担当者（検査の立会及び結果の記録） ・責任者（検査結果の確認）</p> </div> <div data-bbox="1267 805 1561 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・手順書の承認 ・検査の立会</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: blue;">全数立会</p> <p>・検査結果の承認 ・検査合格の判定</p> </div>		<p>手順書の作成にあたり、<u>施工担当</u>から技術情報の提供を受けるが、手順書の最終的な決定に影響はなく、また、<u>施工担当とは独立した管理者を検査実施責任者（検査責任者、又は検査責任者があらかじめ指名した者）</u>とし、検査の立ち会い及び結果の承認・判定を含め、<u>検査の管理業務は施工担当以外のもので構成する検査担当が行うため、独立性を確保している。</u></p>



使用前事業者検査 (QA 検査等)
定期事業者検査 (主に東海事業所)

ケース3
完全に独立した検査部門が実施
(ケース2で施工部門と運転部門が
同じとなる場合の例)
対象例: 気体廃棄設備 等

施設全体の保安を統括する責任者 (例: 保安管理責任者)

所長

担当グループ長

検査を受ける組織 (施工部門) = 施設を運転する部門 (運転部門)	検査を実施する独立組織 (検査部門)	独立性の考え方
<p>・ 担当者 (手順書のための技術情報を提供又は手順書の作成)</p>	<p>検査実施責任者 (検査責任者又は検査責任者があらかじめ指名した者)</p> <p>検査責任者 = 部門長または指名者</p> <p>↓</p> <p>・ 担当者 (手順書の作成) ・ 検査責任者 (手順書の承認)</p> <p>[検査の実施]</p> <p>・ 担当者 (検査の立会及び結果の記録) ・ 検査責任者 (検査結果の承認) (検査合格の判定)</p>	<p>手順書の承認は、検査責任者が行う。手順書の作成は、技術情報を持つ施工部門が行う場合もあるが、手順書の最終的な決定に影響はない。また、検査のための施設操作については運転部門の助勢を受けるが、検査の立会及び結果の承認・判定を含め、検査の管理業務は検査部門が行うため、独立性を確保している。</p>

検査助勢